

令和4年 7月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和4年7月21日 午後2時 日光市役所本庁舎大会議室

出席農業委員 11名  
1番 川村耕一 2番 手塚幸子 3番 高橋和子 4番 福田絹江  
5番 斎藤敏夫 6番 加藤英利 7番 神山隆治 8番 増 淵 勝  
9番 高橋久美子 10番 小 池 毅 11番 渡邊悦子  
欠席農業委員 なし  
出席推進委員 20名  
12番 柏 木 武 13番 福田富美男 14番 大島一比古 15番 富田順子  
16番 福田正明 17番 神 山 守 18番 村 上 隆 19番 酒 主 学  
20番 星野由起夫 21番 西 卷 光 次 22番 福田浩一 23番 柴田洋一  
24番 吉原浩之 25番 福田重勝 26番 福田隆夫 27番 大島昭吾  
28番 阿久津文枝 29番 大貫宣秀 30番 佐藤修一 31番 小倉政一  
欠席推進委員 なし  
傍 聴 人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第18号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第19号 農地法第18条(通知)について
- 第5 推薦第4号 日光市工場等立地審議会委員の推薦について
- 第6 推薦第5号 日光市農業成長戦略推進会議委員の推薦について
- 第7 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第8 議案第45号 日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について
- 第9 議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第10 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第11 議案第48号 非農地証明願について
- 第12 議案第49号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について

河合誠一事務局長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、日光市農業委員会総会規則第5条第5項の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。また、推進委員につきましては20名中20名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田絹江議長

ただ今から、令和4年7月 日光市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程につきまして、河合事務局長に朗読させます。

河合誠一事務局長

( 議事日程を朗読 )

福田絹江議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思います。9番高橋久美子委員、10番小池毅委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

福田絹江議長

つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」との声あり )

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田絹江議長

日程第3、報告第18号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 川村光代主任挙手 )

はい、川村主任お願いします。

川村光代主任

報告第18号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明します。議案書は1ページをお開きください。先月の4条申請は2件ございました。許可書につきましても2件交付いたしました。申請人、土地の所在等は資料のとおりです。総会審議日は令和4年6月21日。許可日および指令番号につきましては、令和4年6月21日、日農委指令第5-12号及び13号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田絹江議長

報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

よろしいですか。

( 「はい。」との声あり )

それでは次に移ります。

福田絹江議長

日程第4、報告第19号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 鯉沼慶主査挙手 )

はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査

報告第19号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。総会資料は、2ページから3ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸し人・借り人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は3件で、すべて市農業公社扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

福田絹江議長

これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けします。

( 「なし。」との声あり )

よろしいですか。

( 「はい。」との声あり )

ないようですので次に移ります。

- 福田絹江議長 日程第5、推薦第5号、「日光市工場等立地審議会委員の推薦について」を議題とし、事務局に説明を求めます。
- (福田貴子主幹挙手)
- 福田貴子主幹 はい、福田主幹。
- 福田絹江議長 推薦第5号「日光市工場等立地審議会委員の推薦について」ご説明いたします。総会資料4ページをお開きください。日光市工場等立地審議会は、市の産業振興の推進を図るとともに、雇用機会の拡大及び地域経済の活性化のために設置されており、日光市工場等立地条例施行に際して、公平性・透明性などの確保のため審議を行うものです。日光市工場等立地審議会委員について、日光市農業委員会の委員1名の委員を推薦し市長が委嘱するものです。任期は令和4年8月1日から令和6年7月31日までとなっております。以上です。
- 福田絹江議長 説明が終わりました。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。
- (斎藤敏夫農業委員挙手)
- 斎藤敏夫農業委員 はい、斎藤委員。
- 福田絹江議長 議長一任でお願いしたいと思います。
- 福田絹江議長 ただいま議長一任の声がありました。議長が指名することにご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 福田絹江議長 ご異議ありませんので、議長において指名いたします。
- 福田絹江議長 それでは小池毅委員を指名いたします。
- 福田絹江議長 小池毅委員を推選することに賛成の委員の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 福田絹江議長 挙手全員であります。よりまして、日光市工場等立地審議会委員に小池毅委員を推選することに決しました。
- 福田絹江議長 日程第6、推薦第6号、「日光市農業成長戦略推進会議委員の推薦について」を議題とし、事務局に説明を求めます。
- (福田貴子主幹挙手)
- 福田貴子主幹 はい、福田主幹。
- 福田貴子主幹 推薦第6号「日光市農業成長戦略推進会議委員の推薦について」ご説明します。総会資料5ページをお開きください。日光市農業成長戦略推進会議は、日光市の特色を活かした新しい農業の確立に向けて策定した日光市農業成長戦略計画の推進について、市民から必要な意見を求めるために設置されております。日光市農業成長戦略推進会議委員について、日光市農業委員会から1名の委員を推薦し、市長が委嘱するものです。農業成長戦略推進会議の担当課からは、できれば会長の職にある者を推薦してほしい旨の依頼がありましたのでご報告いたします。任期は、令和4年7月27日から令和6年7月26日までとなっております。以上です。説明が終わりました。何かご質問等ございましたらお受けいたします。
- (「なし。」との声あり)
- 福田絹江議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。私、福田を委員として『推薦』するという事に賛成の委員の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 福田絹江議長 挙手全員であります。よりまして、「日光市農業成長戦略推進会議委員」に、私、福田を『推薦』することに決しました。
- 福田絹江議長 日程第7、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、意見要請活動部会が担当しております。川村部会長から全体の説明をお願いします。

(川村耕一農業委員挙手)

川村耕一農業委員

はい、川村部会長。

今回の現地調査は7月19日に、意見要請活動部会が2班体制で行いました。1班が高橋和子副部会長、福田正明委員、福田浩一委員、福田絹江会長、事務局から河合事務局長、福田係長が対応いたしました。2班は酒主学委員、吉原浩之委員、私、川村、事務局から永吉副主幹と川村主任が対応いたしました。内容ですが農地法3条の申請が1件、用途区分変更が1件、4条申請が1件、5条申請が5件、非農地証明願が4件、合計12件です。担当委員ですが、農地法第3条の1番については、酒主学委員、用途区分変更を福田浩一委員、4条申請の2番を酒主委員、5条申請の1番は福田正明委員、2番を酒主委員、3番を福田浩一委員、5番と6番を吉原委員、非農地証明願の1番を福田正明委員、2番、3番は事務局、4番を福田浩一委員、5番と6番を吉原委員が担当しました。なお5条申請4番、非農地証明願の2番、3番、7番は事務局がご説明しますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(酒主学推進委員挙手)

酒主学推進委員

はい、酒主委員。

私は、議案第44号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市長畑地内における売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は、落合西小学校から北西へ1.4キロメートルに位置した場所です。案内図です。落合西小学校から西へ350メートル進み、長畑交差点を右折し、県道を北西へ約1キロメートル進み左折し30メートルほど進んだ右手に申請地があります。申請地は5筆で、登記簿地目は、4筆が田、1筆が山林、現況はすべて田となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻、野菜を作付けしております。今回の申請地は譲受人宅の近くであり、農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。写真ですが、奥の方が申請地です。現地調査の時はソバの刈り取りが終わっていました。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について川村部会長から報告をお願いします。

(川村耕一農業委員挙手)

川村耕一農業委員

はい、川村部会長。

この案件は売買による3条申請です。譲受人は農地を適切に管理し今後も農業を続けていく予定ですので、部会では何ら問題がないと考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

日程第8、議案第45号「日光市農業振興地域整備計画の用途区分変更について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田浩一委員挙手)

福田浩一推進委員

はい、福田委員。

私は、議案第45号1番、日光市農業振興地域整備計画の用途区分変更を担当いたしました。本申請は日光市川室地内におきまして、農業生産施設用地を目的とした用途区分変更申請です。申請者及び申出地等は資料のとおりです。申請地は轟にあります日光東郵便局から北東700メートルに位置します。案内図です、大桑・大沢線の川室交差点を大渡方面へ1, 2キロメートル進んだところに申請地があります。登記簿地目は畑、現況は田です。周囲の状況は北側が自己所有の駐車場と田、東側は宅地、西側は自己所有の畑、南側は原野です。現地には行政書士が立ち会いました。申請人は、敷地内に農業用倉庫と屋外農作業スペースを設けて利用する計画です。雨水は場内砂利敷とし敷地内浸透処理します。以上のことから変更することに問題はないと考えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋副部長。

高橋和子農業委員

申請人は農業に力を注ぎたいとのことと、そして農業用倉庫を建て効率よく農作業を行っていききたいとのことですので、部会では何ら問題がないとの見解です。周りに及ぼす影響もないと考えますのでご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(加藤農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

この方はどのくらいの農地でやっているのですか。

(高橋和子農業委員挙手)

福田絹江議長

はい、高橋副部長。

高橋和子農業委員

今のところ、約7反歩です。これから農業に力を入れていききたいとことです。

福田絹江議長

他に何かありましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番については、原案のとおり『変更妥当』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田絹江議長

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『変更妥当』することに決しました。

福田絹江議長

日程第9、議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、1番につきましては、取り下げとなりましたので報告いたします。取り下げとなった理由を事務局よりお願いします。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

1番の案件につきましては、轟地内での農地改良の申請が出されましたが、隣接農地の所有者及び耕作者の同意が得られないということで取り下げ書が提出されましたのでご報告いたします。

福田絹江議長

書類の不備ということで取り下げとなったということです。それでは番号2番について担当委員の報告を求めます。

(酒主学推進委員挙手)

はい、酒主委員。

酒主学推進委員

私は、議案第46号の2番を担当いたしました。申請人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は土沢地内におきまして宅地への進入路拡幅を目的とした4条申請です。申請地はJR下野大沢駅から北西390メートルに位置します。JR下野大沢駅から北へ220メートル進み、左折して30メートル進んだところを右折して160メートル進んだところに申請地があります。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は、東側は雑種地、西側は宅地、南側は申請人の畑、北側が宅地への進入路です。現地には申請人及び行政書士が立ち会いました。申請地を宅地への進入路拡幅のため利用する計画で杭打ちがしてありました。写真です。約1メートル拡幅する予定です。申請人は現在申請地に隣接する570番8の土地を自宅兼会社事務所への進入路として利用していますが、幅員が狭いため、今般申請地を既存の進入路と合わせて宅地への進入路として利用したく申請するものです。ご覧のとおり下水の引き込みがされていたので始末書の提出をお願いし提出していただきました。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしく申し上げます。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。  
(川村耕一農業委員挙手)

川村耕一農業委員

はい、川村部会長。

この案件は宅地への進入路拡幅を目的とした4条申請です。写真の中に下水の引き込みがありますが、先程の説明のとおり始末書が提出されています。それ以外問題はなく部会では許可相当と考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

手塚幸子農業委員  
酒主学推進委員

(手塚幸子農業委員挙手)

はい、手塚委員。

手前の所に水道メーターがあると思いますが。

これは、申請者の水道メーターですが、雑種地になっていきますので自由に使えるということです。

手塚幸子農業委員  
川村耕一農業委員  
福田絹江議長

手前の所は拡幅しないのですか。

手前の所は農地ではなく雑種地ですので申請が出されておられません。

農地の部分だけ審議するという事です。他に質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号2番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

日程第10、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田正明推進委員挙手)

福田正明推進委員

はい、福田委員。

私は、議案第47号の1番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は所野地内におきまして、売買により駐車場を目的として転用する案件です。位置図です。所野小学校から南西340メートルに位置します。案内図です。所野の発電所から市道を東へ220メートル進んだ左手に申請地があります。公図です。登記簿地目は畑、現況は雑種地です。周囲の状況は東及び北側が宅地、西及び南側が道路です。申請地は公図とちよ

つと違ってしましてそのために昭和49年の地積測量図が添付されています。周りと照らし合した結果、地積測量図は概ね合っているということです。現地には行政書士と譲渡しが立ち会いました。申請地を駐車場に利用する計画で杭打ちがしてありました。雨水は敷地内浸透とします。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いします。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告願います。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋副部長。

高橋和子農業委員

受人の家族の車が増えたため駐車場を広げたいとのこと。部会では、周囲に及ぼす影響はないため許可相当との統一見解です。ご審議の程よろしく願います。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

どのくらいの広さになりますか。

福田正明推進委員

こちらが4, 8メートル、こちらが約10メートル、面積で22平方メートルです。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

福田絹江議長

受人と渡人の関係は。

小池毅農業委員

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

福田絹江議長

ご近所に住んでいて家族ぐるみでお付き合いしているということです。

川村光代主任

他になにかありましたらお受けいたします。

福田絹江議長

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号2番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

番号2番について担当委員の報告を求めます。

(酒主学推進委員挙手)

はい、酒主委員。

酒主学推進委員

私は、議案第47号の2番を担当いたしました。本申請は土沢地内におきまして、売買による一般住宅敷地を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。位置図及び案内図につきましては、先ほどの4条の2番と同じですので省略させていただきます。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は東側が雑種地、西側が譲渡人の畑、南側が畑、北側が先ほどの通路拡幅計画地です。現地には申請人及び行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅敷地に利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理します。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしく願います。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告願います。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部長。

川村耕一農業委員

この案件は一般住宅敷地を目的とした5条申請です。南側には土留め擁壁を

設置する予定で、転用の承諾をいただいているということです。以上のことから部会では問題ないと考え許可相当との統一見解です。ご審議の程よろしくお願ひします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号2番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

番号3番について担当委員の報告を求めます。

(福田浩一推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田浩一推進委員

私は、議案第47号の3番を担当いたしました。本申請は今市本町地内におきまして、賃貸借による駐車場を目的とした5条申請です。貸し人、借り人及び申請地等は資料のとおりです。申請地は日光市役所から南300メートルに位置します。日光市役所から南西へ280メートル進み、左折して160メートルのところに申請地があります。2筆あります。登記簿地目は田と畑、現況は畑です。周囲の状況は東側が駐車場、西側が公園、南側は雑種地、北側が市道です。現地には行政書士、貸し人が立ち会いました。申請地を駐車場に利用する計画で杭打ちがしてありました。雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理します。申請地に汚水柵が設置してあったため始末書を提出していただきました。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願ひします。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告願ひます。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋副部長。

高橋和子農業委員

介護施設の駐車場として利用するとのこと。周りは宅地や公園、道路などです。また、汚水柵が設置されているため始末書が添付されています。周囲に及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしくお願ひします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号3番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

番号4番について事務局の報告を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

この案件は、昨年12月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みましたので5条申請がありました。

なお、7月12日に事務局の方で現地の撮影をしてきましたので、現況につきましては後ほどご覧いただきたいと思います。貸し人、借り人及び申請地は申請のとおりです。申請目的ですが、土沢地内におきまして、駐車場を目的と



した5条申請です。位置図です。日光市役所から南東2.4キロメートルに位置します。案内図です。日光市役所から土沢方面へ2.4キロメートル進み右折して540メートル進んだ突き当りを左折し、200メートル進んだ左手に申請地があります。登記簿地目は山林、現況は田です。周囲の状況ですが、南側及び東側が道路、北側は河川、西側は田です。土地利用計画図です。申請人は内装工事の請負、家具製造販売、店舗・住宅の設計施工を主な業務としています。現在従業員や会社の車両の駐車場が足りず困窮している状態です。今般申請地を父から借り受け、駐車場として利用したく申し出るものです。敷地内に20台の駐車スペースを設ける計画です。雨水は敷地内砂利敷とし、敷地内浸透処理します。資金計画です。総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されています。これは、12月に農振除外の申請の際、現地調査をした時の写真です。こちらは7月12日に事務局で撮影した写真です。何ら変わりがないことを確認しましたのでご報告いたします。

福田絹江議長

説明が終わりました。ご質問がございましたらお受けいたします。

(大島一比古推進委員挙手)

はい、大島委員。

大島一比古推進委員

面積が1,156平方メートルとなっておりますが、市の開発行為には絡むのですか。

建物が建ちませんので開発行為には絡みません。

川村光代主任  
福田絹江議長

他にご質問等はございましたらお請けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号4番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号5番について担当委員の報告を求めます。

(吉原浩之推進委員挙手)

はい、吉原委員。

吉原浩之推進委員

私は、議案第47号の5番を担当いたしました。本申請は木和田島地内におきまして、売買による建築条件付分譲地を目的とした5条申請です。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。JR下野大沢駅から南東460メートルに位置します。案内図です。JR下野大沢駅を東へ250メートル進み、右折して260メートル進み、左折して100メートルのところをさらに左折し30メートルほどのところに申請地があります。公図による説明です。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は西側が市道、南側が公衆用道路、東及び北側が畑です。現地には行政書士と譲渡人、譲受人が立ち会いました。申請地を分譲地として利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理します。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしく願います。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告願います。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部会長。

川村耕一農業委員

この案件は売買による建築条件付き分譲地を目的とした5条申請です。周囲から同意をいただいております、部会では何ら問題は許可相当と考えます。ご審議の程よろしく願います。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部

会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(村上隆推進委員挙手)

村上隆推進委員  
川村光代主任

はい、村上委員。

建築条件付き分譲地について説明をお願いしたいと思います。

(河合誠一事務局長挙手)

河合誠一事務局長

はい、河合事務局長。

建て売り分譲という言葉をよく耳にしますが、この場合は売り建て分譲と考えていただければと思います。分譲業者から買主に売り渡します。この時には必ず分譲業者が指定した建物を建てるのが条件になります。建物を建てないと土地の契約が無効になってしまい、分譲業者が持ち続けることになります。

川村光代主任

局長の説明に付け足しますが、建築条件付きというのは概ね3カ月以内に買う人と売る人とが契約をなさよというものです。しかし、すべて成立すればいいのですが、例えば一筆売れずに残った場合は、譲受人又は建築業者が自分で家を建てなさい、又は従業員などに売ちなさいよというものです。普通の更地分譲は用途地域という所しか該当になりません。ここは用途地域ではないので、建築条件付きの分譲になります。

大島昭吾推進委員  
川村光代主任  
福田絹江議長

これは法律かなにかで決められているのですか。

通達になります。

他になにかございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号5番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号6番について担当委員の報告を求めます。

(吉原浩之推進委員挙手)

吉原浩之推進委員

はい、吉原委員。

私は、議案第47号の6番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は小林地内におきまして、売買による作業場、資材置場を目的とした5条申請です。位置図による説明です。塩野室地区センターから南東2.1キロメートルに位置します。案内図による説明です。小林交差点(農産物直売所の交差点)から県道小林逆面線を小林方面へ2.6キロメートル進み、右折して1.1キロメートルのところに申請地があります。公図です。申請地は3筆ありますが、登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は北側が宅地と山林、南側が道路と水路、東側が田、西側が田と畑です。土地利用計画図です。申請人は現在木工製品を作成する仕事をしておりますが、木工の加工は騒音が発生するため、近隣に迷惑を掛けることなく作業ができる土地を探していたところ今回の申請地を譲り受けることとなりました。申請地に作業場、資材置場、駐車場を設置する計画で杭打ちがしてありました。現地には譲渡人、譲受人が立ち会いました。給排水はありません。雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理します。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしく申し上げます。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告願います。

(川村耕一農業委員挙手)

川村耕一農業委員

はい、川村部会長。

この案件は売買により作業場、資材置き場を目的とした5条申請です。受人はここで木工の加工、また資材置き場として利用する計画です。静かな場所で

周囲に及ぼす影響はないと考えます。部会では許可相当と考えますのでご審議の程よろしく申し上げます。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員  
川村耕一農業委員  
加藤絹江議長

はい、加藤委員。

受人はこの家に住んで作業をするのですか。

通いかもしれませんが、この家を利用して、木工製品を作るそうです。

他にご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号6番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号6番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

日程第11、議案第48号「非農地証明願について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田正明推進委員挙手)

福田正明推進委員

はい、福田委員。

私は、議案第48号の1番を担当しました。本申請は、日光市鬼怒川温泉滝地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、鬼怒川温泉滝地内、藤原中学校から北へ約1.6キロメートルに位置した場所です。藤原中学校から国道121号線を北へ1.7キロメートルほど進み 信号機のある所を右折し300メートルほど進んだ左手に願出地があります。登記簿地目は畑です。現地には行政書士が立ち会い杭打ちがしてありました。周囲の状況は、東側は道路、西側・南側・北側は宅地です。願出地は、昭和44年に店舗兼居宅が建築されて以降、宅地として利用され現在に至っております。建物の登記簿謄本が添付されており、53年以上経過しています。以上のことから隣接地に影響はなく証明することに問題ないと思っておりますのでご審議の程よろしくお願いたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告を願います。

(高橋和子農業委員挙手)

高橋和子農業委員

はい、高橋副部長。

願出地は53年以上宅地として利用され、建物登記簿謄本が添付されておりますので、部会としては証明することに問題はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いたします。

福田絹江議長

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号2番について事務局の説明を求めます。

(福田貴子主幹挙手)

福田貴子主幹

はい、福田主幹。

議案第48号の2番についてご説明いたします。この案件は昨年12月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みましたので、非農地証明願がありました。本申請は、日光市湯西川地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、湯西川地区センターから北約330メートルほどの場所に位置します。湯西川地区センターから県道黒部・西川線を西へ290メートルほど進み、湯平橋を渡り100メートル進み左折して330メートル進み右折して70メートルのところ申請地があります。登記簿地目は畑、現況は山林です。周囲の状況ですが、●●番については四方山林となっております。●●番及び●●番については、東、西、南側が山林、北側は道路です。●●番は昭和40年、●●番、●●番は平成3年に雑木を植林して以来、山林として利用され現在に至っております。昭和51年撮影の空中写真が添付されておりますので、46年以上経過しております。また、森林現況証明書により雑木の樹齢が30年ということを確認しております。こちらは令和3年12月17日の現地調査の際に撮影したものです。次にこちらは、令和4年7月12日に事務局で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上のことから証明することについては問題がないかと思われまますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。何かご質問等がございましたらお受けいたします。  
(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号3番について事務局の説明を求めます。

(福田貴子主幹挙手)

福田貴子主幹

はい、福田主幹。

議案第48号の3番についてご説明いたします。

この案件は昨年12月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みましたので、非農地証明願がありました。本申請は、日光市長畑地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、長畑地内、長畑交差点から北西へ約600メートルに位置した場所です。長畑交差点から県道を北西に200メートルほど進み、右折して北東に100メートル、さらに北西に350メートルほど進んだ右手が願出地です。願出地は1筆で、登記簿地目は畑です。周囲の状況は、周囲の状況ですが、東側が山林、西側は畑及び山林、南側は雑種地、北側は山林です。願出地は、20年以上前にスギを植林して以来山林として利用され現在に至っております。平成10年撮影の空中写真が添付されておりますので、23年以上経過しております。こちらは令和3年12月17日の現地調査の際に撮影したものです。次にこちらは、令和4年7月12日に事務局で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上のことから証明することについては問題がないかと思われまますのでご審議の程よろしくお願いいたします。以上のことから証明することに問題はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。何かご質問等がございましたらお受けいたします。  
(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(福田浩一推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田浩一推進委員

私は、議案第40号の4番を担当いたしました。本申請は、日光市塩野室町地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、塩野室町地内、萱場公民館から北東へ800メートルに位置します。塩野室町萱場公民館から東へ650メートルほど進み、左折して450メートル入った所に願出地があります。登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側は宅地、西側は雑種地、南側は畑、北側は宅地です。現地には行政書士が立ち会い杭打ちがしてありました。願出地は、平成12年以前から住宅敷地として利用され現在に至っております。平成12年撮影の空中写真が添付されており、21年以上経過していることを確認しております。証明することに問題はないと考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部長より報告を願います。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋副部長。

高橋和子農業委員

願出地は20年以上宅地として利用され空中写真も添付されておりましたので何ら問題はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。

(吉原浩之推進委員挙手)

はい、吉原委員。

吉原浩之推進委員

私は、議案第48号の5番を担当いたしました。本申請は、日光市木和田島地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、木和田島地内、木和田島交差点から南東へ約1.8キロメートルに位置した場所です。木和田島交差点から県道を南東へ1.7キロメートルほど進み右折して300メートルほど進んだ左手に願出地があります。4筆ありますが登記簿地目は畑です。現況は山林です。現地には願出人が立ち会い杭打ちがしてありました。願出地は、昭和40年頃にスギ、ヒノキを植林して以来、山林として利用され現在に至っております。森林現況証明が添付され50年以上経過しております。証明することに問題はないと考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部長より報告を願います。

川村耕一農業委員 (川村耕一農業委員挙手)  
はい、川村部会長。  
この案件は山林として利用され50年以上経過しております。森林現況証明書も添付されております。写真のとおり立木もかなり太くなっております。証明することに何ら問題はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長 それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。  
(「なし。」との声あり)  
それでは質疑を終結し、採決を行います。番号5番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
(挙手全員)  
挙手全員であります。よりまして、番号5番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号6番について担当委員の報告を求めます。  
(吉原浩之推進委員挙手)  
はい、吉原委員。  
吉原浩之推進委員 私は、議案第48号の6番を担当いたしました。本申請は、日光市大沢町地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、大沢町地内、大沢町交差点から南東へ約330メートルに位置した場所です。案内図による説明です。日光街道の大沢町交差点から旧道に入り南東へ250メートルほど進み右折し、岡道と言われる所を100メートルほど進んだ右手に願出地があります。登記簿地目は畑、現況は宅地です。現地には願出人、行政書士が立ち会いました。願出地は、昭和37年頃から宅地として利用され60年以上経過しております。平成12年撮影の空中写真が添付されております。以上のことから証明することに問題はないと考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告を願います。  
(川村耕一農業委員挙手)  
はい、川村部会長。  
川村耕一農業委員 この案件は宅地として利用され60年以上経過しており空中写真も添付されております。部会では証明することに何ら問題はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長 それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。  
(「なし。」との声あり)  
それでは質疑を終結し、採決を行います。番号6番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
(挙手全員)  
挙手全員であります。よりまして、番号6番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号7番について事務局の説明を求めます。  
(福田貴子主幹挙手)  
はい、福田主幹。  
福田貴子主幹 議案第48号の7番についてご説明いたします。この案件は昨年12月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の

除外が済みしましたので、非農地証明願がありました。本申請は、日光市荊沢地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、栃木県立今市工業高校から東400メートルに位置します。栃木県立今市工業高校から県道今市・氏家線を大室方面に360メートル進み、左折して600メートル進み、さらに右折して300メートルほどのところに申請地があります。登記簿地目は畑、現況は山林です。周囲の状況ですが、東側は山林、西側は田、南側及び北側は山林です。願出地は、昭和45年より山林として利用され現在に至っております。昭和50年撮影の空中写真が添付されておりますので、46年以上経過しております。こちらは令和3年12月17日の現地調査の際に撮影したものです。次にこちらは、令和4年7月12日に事務局で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上のことから証明することについては問題がないかと思われまますのでご審議の程よろしくお願いいたします。以上のことから証明することに問題はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。何かご質問等がございましたらお受けいたします。  
(村上隆推進委員挙手)

村上隆推進委員

はい、村上委員。

どうして、何十年もたってからこのような非農地証明書が出されるのでしょうか。農業委員会で農地パトロールを行っているのに、これまでどうして気がつかなかったのですか。

福田絹江議長  
河合誠一事務局長

(河合誠一事務局長挙手)

はい、河合事務局長。

農地パトロールは、農地として利用できるのにもかかわらず利用されていない所の情報を集めて、担い手など、耕作できる人に耕作してもらおうということがねらいであります。しかし実際は、山林化したり、宅地になっていたり、農地に復元できない所がたくさんできてしまっていて、村上委員がおっしゃっていることはもっともだと思います。今後、そのようは所を増やさないようにする、また農地に復元できる所を守っていくことが農業委員会の活動の一つになっていると事務局では理解しています。ご理解をお願いします。

大島昭吾推進委員

非農地証明願は何かの目的があって出してくるものだと思います。個々人の事情があって出してくるということを説明してくれるとわかりやすいと思います。

河合誠一事務局長

もちろん、申請者はそれぞれ事情があるのだと思います。この非農地証明というものは、本人から申請が出されたうえで、20年以上、宅地や山林などとして利用していたことを確認したうえで出している証明です。

村上隆推進委員

何十年も手続きをしないで宅地として使っていれば、わかるはずだと思います。そんなに難しいことではなくて、農業委員会は最近できたわけではないのに、どうして50年も60年も前のことをなぜ今になって審議しないといけないのか、それだけなんです。

福田絹江議長  
高橋久美子農業委員

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋委員。

村上委員のご意見はもっともだと思いますが、今は、非農地証明願の7番について審議していますので、それを決めてから改めて村上委員のご意見を伺った方がよろしいと思います。

福田絹江議長

それでは、7番の審議が終わってからその他のところで村上委員のご意見を伺いたいと思います。

質疑を終結し、採決を行ってよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは、番号7番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに

賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号7番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

日程第12、議案第49号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 鯉沼慶主査挙手 )

はい、鯉沼主査。

鯉 沼 慶 主 査

議案第49号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、所有権移転と利用権設定の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は14ページとなります。今月の件数は1件で、面積合計は5筆で6千901平方メートルとなります。譲渡人、譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は15から17ページとなります。件数は4件、面積合計は18筆で2万4千143平方メートルとなります。内訳は、申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、新規が4件となっております。設定をする者（貸人(かしにん)）・設定を受ける者（借人(かりにん)）の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

初めに貸借権設定、総会資料16ページ3番について審議いたします。農業委員会等に関する法律、第31条第1項「議事参与の制限」の規定により8番、増淵勝委員の退席を求めます。

( 増淵勝農業委員退席 午後4時40分 )

福田 絹江 議長

ご質問はございませんか。

( 「なし。」との声あり )

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第49号の貸借権設定の3番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして議案第49号、貸借権設定の3番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

増淵勝委員に着席を許可いたします。

( 増淵勝委員着席 午後4時41分 )

福田 絹江 議長

次に貸借権設定の3番以外の残りの案件について審議いたします。ご質問はございますか。

( 小池毅農業委員挙手 )

はい、小池委員。

小 池 毅 農 業 委 員

結構な面積なのに使用貸借になっていますが、公社で受けるときに指導や助言はしないのでしょうか。

( 川村耕一農業委員挙手 )



福田 絹江 議長  
川村 耕一 農業委員

福田 絹江 議長  
増 渕 勝 農業委員

富田 順子 農業委員  
鯉 沼 慶 主 査

福田 絹江 議長

福田 絹江 議長

はい、川村委員。  
これは農業公社扱いのもので、農業公社に確認しないと進まないと思います。

理由については、後日お聞きして報告するという事でよろしいでしょうか。  
今後、使用貸借の場合は、理由を確認してもらえばよろしいのではないのでしょうか。

農業公社を通じた場合はどのようなメリットがあるのでしょうか。  
書類を作成してもらえるとという点でのメリットはあります。また売買の場合は税金面での優遇措置があります。

使用貸借の理由については、後日農業公社から聞き取りをしてその結果をお伝えするという事で、採決に移ってよろしいでしょうか。

( 「はい。」との声あり )

議案第49号の貸借権設定の3番以外の残りの案件について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。

よりまして、議案第49号の貸借権設定の3番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。  
これをもちまして、令和4年7月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後4時45分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

9 番 委 員

10 番 委 員